

議第 二 号

市町村の合併に伴う栃木県議会の議員の選挙区の特例に関する条例の制定について
右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条第一項及び栃木県議会会議規則第十五条第一項の規定により提出します。

平成二十二年三月二十四日

提出者 栃木県議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 柝木県議会議員

木 阿 菅 栗 小 山 花 五 一 螺 渡
久 十

村 津 谷 田 高 田 塚 嵐 木 良 辺

好 憲 文 猛 美 隆 弘 昭

也

文 二 利 城 男 子 志 清 司 人 渡

栃木県議会議長 青木 克明 様

栃木県条例第 号

市町村の合併に伴う栃木県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

この条例の施行の日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われる市町村の合併により郡市の区域の変更を生ずる場合における栃木県議会の議員の選挙区は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十一条第一項の規定により、当該市町村の合併が行われた日から平成十九年四月八日に行われた一般選挙により選挙された栃

木県議会の議員の任期が満了する日までの間に行われる選挙（任期満了による一般選挙を除く。）及び当該選挙により選挙された栃木県議会の議員の任期が満了する日までの間に行われる選挙（一般選挙を除く。）に限り、なお従前の選挙区によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。